

「公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程」制定要綱

1 改正の理由及び内容

- (1) 教職員の給与改定状況を考慮し、6月期及び12月期の賞与の支給割合をそれぞれ引き上げる。
- (2) 報酬及び賞与の減額を継続するため、所要の改正を行う。

2 施行期日

平成30年4月1日